

# 障害特性に応じた意思疎通のための手段

## 障害種別ごとの主な意思疎通のための手段や配慮

聴覚障害

- 補聴器や人工内耳などの補聴機器
- 筆談や要約筆記
- 読話 ・ 口話
- 手話 ・ 手話通訳

音声機能障害

- 静かな場所で落ち着いて話せるよう、ゆっくり話す
- 仮名より理解しやすい漢字を使う

失語症、吃音

視覚障害

- 点字
- 拡大文字 ・ 音声コード ・ 指文字

肢体不自由

内部障害 難病

重症心身障害

- 移動に時間を要することもあるので、時間に余裕をもって対応
- 文字盤や意思伝達装置

知的障害

発達障害

精神障害

高次脳機能障害

- 簡単で平易な言葉で伝える
- コミュニケーションカードなど絵や図で伝える
- ゆっくり、繰り返し話す
- こだわりを受け止めて適切に対応
- 落ち着いた環境を用意

## 区の実施

- 【聴覚障害】
- 代理電話サービス
  - ICTを活用した遠隔手話通訳サービス
  - 手話通訳養成講座
  - 手話通訳配置
  - 字幕入り広報番組
  - コミュニケーションボード
  - 中等度難聴児の補聴器助成

- 【視覚障害】
- 声の広報
  - 点字広報
  - DAISY図書
  - HPの音声読み上げ
  - 点字封筒
  - 音声コード付き文書やチラシの作成
  - 図書の朗読サービス
  - カラーバリアフリーガイドライン

- 【その他】
- 研修（差別解消法に関する職員研修など）
  - ヘルプマーク、ヘルプカードの配布
  - 啓発イベントの開催
  - ハーフマラソン
  - バリアフリーマップ

壁（バリア）

日常生活において障害者が不便や不安を感じることがある。

意思疎通のための手段や配慮が多様であるため浸透していない。

障害者がどのようなことに困っているか、わからない。

手話や点字といったコミュニケーション手段が区民や事業者へ十分に普及していない。

障害に対する特性について理解や普及啓発が足りない。

## 課題を解決するための方向性

①言語としての手話の普及を図ります。また、障害特性に応じた意思疎通手段を確保し、その手段を選択して利用できる機会の拡大を図ります。

②新たな条例を制定し、その中で区の責務を明確にするとともに区民・事業者の協力についての考え方を示します。

③障害に対する理解を促進するための不断の啓発や研修機会を提供します。